

## 1. 臨時医療施設の定義

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部設置後※、県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合に、同法第31条の4に基づき都道府県知事が臨時に開設する、患者等に対する医療の提供を行うための施設

※特措法第2条第2号

新型インフルエンザ等対策 (略) 政府対策本部が設置された時から (略) 当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、(略) 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

## 2. 愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画について

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、2025年6月に改定した県行動計画に基づき、平時から医療機関等と連携を強化することにより、医療提供体制を確保するなど、新たな感染症危機に対応できる体制整備を進めている。

### <愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（抜粋）>

#### ○ 臨時の医療施設等の取扱いの整理

県は、国による整理も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。

### 3. 感染症指定医療機関

感染症法第38条に基づき、国の施設基準を満たす医療機関として、特定感染症指定医療機関、第一種若しくは第二種感染症指定医療機関として指定された医療機関

#### ○特定感染症指定医療機関

医療機関名	感染症病床数
地方独立行政法人知多半島総合医療機構 知多半島りんくう病院	2

#### ○第一種感染症指定医療機関

医療機関名	感染症病床数
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院	2

#### ○第二種感染症指定医療機関（結核病床は除く）

医療機関名	感染症病床数
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター	10
愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院	6
公立陶生病院	6
一宮市立市民病院	6
春日井市民病院	6
愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院	6
愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院	6
医療法人豊田会刈谷豊田総合病院	6
豊橋市民病院	10
小計	62

  

感染症指定医療機関 合計 (11 病院)	66 床
----------------------	------

### 4. 協定締結医療機関

感染症法第36条の3に基づき、新興感染症発生時の医療の提供に関して都道府県と医療措置協定を締結した医療機関

#### ＜医療措置協定の締結状況＞

流行最初期 (発生公表後1週間※まで)	流行初期 (発生公表後3か月※まで)	流行初期以降 (発生公表後6か月※まで)
42 医療機関	107 医療機関	120 医療機関
303 床	1,443 床	1,611 床

※国による新興感染症等の発生公表からの経過期間